

「包括外部監査結果に対する対応状況」

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	指摘	愛媛県 行った業務 委託契約に ついて	県立病院業務 (三島病院)	公営企業 管理局	県立病院 課	エレベータ保守点検業務(三島病院) 修理部品調達に困難、技術力・安全性の欠如等を前提に、メーカー系保守業者の主張を追認するような理由付けは、地方自治法施行令167条の2の要件を満たすものではなく、現在の理由ないし根拠は、随意契約方式の選択を正当化するものではない。 今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。 指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、随意契約については、一般競争入札とすべきである。	20年度契約から一般競争入札を導入した。
H18	指摘	愛媛県 行った業務 委託契約に ついて	県立病院業務 (新居浜病院)	公営企業 管理局	県立病院 課	エレベータ保守点検業務(新居浜病院) 予定価格低減による契約額の減は、見方を変えれば、そもそも予定価格が高すぎたのではないかという見方もできる。本庁等の愛媛県他施設において、すでに競争入札制度が導入されており、随意契約を続ける合理的な理由は存在しない。コスト低減の手法として速やかに、一般競争入札制度を導入する必要がある。	20年度契約から一般競争入札を導入した。
H18	指摘	愛媛県 行った業務 委託契約に ついて	県立病院業務 (南宇和病院)	公営企業 管理局	県立病院 課	エレベータ保守点検業務(南宇和病院) 本庁等の愛媛県他施設において、すでに競争入札制度が導入されており、随意契約を続ける合理的な理由は存在しない。速やかに、一般競争入札制度を導入する必要がある。	20年度契約から一般競争入札を導入した。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	指摘	愛媛県で行った業務委託契約について	警察業務 (大洲警察署)	警察本部	警務部会 計課	<p>エレベータ保守点検業務(大洲警察署) 14年10月建設以来、指名競争入札を従来から継続しているが、15年度業者見積額、契約額をベースに16年度、17年度の予定価格を算出し、予定価格=落札価格で同じ額であり、適正な競争が行われていないと推定せざるを得ない。 今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。 指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。</p>	<p>本件委託業務を含め、20年度の契約から予定価格が100万円を超えるものについては、原則一般競争入札へ移行し実施している。ただし、予定価格が100万円以下の業務委託については地方自治法等の規定による随意契約で実施している。 なお、随意契約における業者の選定においても、複数の業者から見積書を徴取するなど適正な執行に努めている。</p>
H18	指摘	愛媛県で行った業務委託契約について	警察業務	警察本部	警務部会 計課	<p>自動車保管場所証明事務委託 ・委託費の妥当性の検証と義務違背 行政庁は常に、現在の事務処理のあり方が、「最少経費で最大効果」をあげるものであることを調査分析し確認する義務がある。この場合、歳入単価に対する委託単価比率が1以下であること、すなわち、歳入に対し委託費が下回っていればよい、ということはない。 本件業務委託についてみると、3年の法改正に「委託費の0.5」とされており、それ以降は年度ごとの再検討がなされないまま、継続して適用されている。 愛媛県は、現在の調査業務が効率的におこなわれていることを分析し把握する義務があるにもかかわらず、調査業務の効率性に関する検証が不十分であり、当該義務に違背する事態が惹起されているものといわざるを得ない。これは地方自治法第2条第14項に違反する。愛媛県は早急に、調査業務の活動記録を基に、不要不急の時間が費やされていないか、調査業務は計画的に効率的に実施されているか等について、現状を分析し、委託金額の妥当性を検証する必要がある。</p>	<p>自動車保管場所証明事務の委託については、19年6月から、一般競争入札により委託業者を決定していることから、委託金額についても競争原理の下、決定されている。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	指摘	愛媛県 行った業務 委託契約に ついて	警察業務	警察本部	警務部会 計課	<p>道路使用許可調査業務委託 ・委託費の妥当性の検証と義務違背 行政庁は常に、現在の事務処理のあり方が、「最少経費で最大効果」をあげるものであることを調査分析し確認する義務がある。この場合、歳入単価に対する委託単価比率が1以下であること、すなわち、歳入に対し委託費が下回っていればよい、ということはない。</p> <p>本件業務委託についてみると、昭和63年4月の道路交通法改正の際に事業に要する必要経費を積算し「委託費の0.65」とされており、それ以降は実態に見合った再検討は十分なされていない。</p> <p>愛媛県は、現在の調査業務が効率的におこなわれていることを分析し把握する義務があるにもかかわらず、調査業務の効率性に関する検証を十分におこなっておらず、当該義務に違背する事態が惹起されているものといわざるをえない。これは地方自治法第2条第14項に違反する。愛媛県は早急に、調査業務の活動記録を基に、不要不急の時間が費やされていないか、調査業務は計画的に効率的に実施されているか等について、現状を分析し、委託金額の妥当性を検証する必要がある。</p>	<p>調査業務の効率性について、19年度の調査状況を検証した結果、調査業務は計画的かつ効率的に実施されており問題はなかった。</p> <p>また、委託金額についても、調査業務に必要な人員、装備等に基づき積算しており、妥当性に問題はなかった。</p> <p>なお、今後も、調査業務の実施状況及び委託金額について適宜検証を行い効率的な運用に努める。</p>
H18	指摘	愛媛県 行った業務 委託契約に ついて	警察業務	警察本部	警務部会 計課	<p>道路使用許可調査業務委託 ・随意契約によりうる特段の事情について 道路交通法108条の31第2項に規定される事業は、都道府県交通安全活動推進センターに指定された(社)愛媛県交通安全協会にのみ委託することができ、他の事業者を委託事業者を選定することはできないが、どの事業者を「都道府県センター」として指定するかは、各都道府県の任意の選択ないし裁量に委ねられており、その選択の過程において、市場が開かれており、かつ、公平性の基準に準拠して選定がおこなわれる必要がある。</p> <p>本件委託業務について、道路交通法第108条の31を根拠に随意契約の方式により、(社)愛媛県交通安全協会に対し業務委託すべき特段の事情ないし性質を見出すことはできない。</p> <p>また仮に、本件委託業務について、道路使用許可という「公権力の行使」の側面を重視するとしても、地方自治法の法意に従えば、今日、指定管理者制度を通じて民間事業者に業務委託できる内容のものである。道路も公の施設もともに公共の施設であることに違いはないからである。</p> <p>以上より、本件委託業務について、随意契約の方式により、(社)愛媛県交通安全協会に対し業務委託すべき特段の事情ないし性質を見出すことはできないのである。愛媛県は早急に、一般競争入札の方式によるべきことを検討すべきである。</p>	<p>当該委託業務は道路交通法第108条の31第2項第7号の規定に基づく調査業務である。当該業務を委託している(社)愛媛県交通安全協会は道路交通法第108条の31第1項に規定しているとおり、「交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第34条の法人(20年12月1日以降は一般社団法人又は一般財団法人)」で、道路交通法第108条の31第2項各号に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができる事業者として、その申出に基づき愛媛県公安委員会が都道府県交通安全活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定したものである。</p> <p>その指定手続きについては、交通安全活動推進センターに関する規則(10年3月6日国家公安委員会第3号)により、厳正に行われ、事業計画書及び収支予算書は規則に基づき愛媛県公安委員会が厳格に審査している。</p> <p>このため、本件指摘のような任意の選択、裁量に基づいた指定は行っておらず、又、都道府県センターは法律の規定により愛媛県内に一に限って指定していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから、随意契約としているもので一般競争入札の方式に変更することは考えていない。</p>
H18	指摘	愛媛県 行った業務 委託契約に ついて	警察業務	警察本部	警務部会 計課	<p>パーキングチケット発給手数料収納及び管理業務委託 昭和62年に制定されたパーキング・チケット発給設備管理運用業務実施要領は、現行の運用実態にそぐわなくなった事項について、適切な変更がなされないまま契約条件に掲げられている。実態を反映すべく適時に改定を行わなければならない。</p>	<p>20年4月1日、パーキング・チケット発給設備管理運用業務実施要領を一部改正し、実態を反映した内容とした。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	指摘	愛媛県 行った業務 委託契約に ついて	警察業務	警察本部	警務部 会計課	<p>停止処分者講習業務委託 違反者講習業務委託 原付免許取得時講習業務委託 更新時講習業務委託 更新情報提供業務委託 免許関係事務委託</p> <p>・随意契約方式採用の正当性について 道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3は、本件各業務委託を外部委託「できる」こと、および、その委託先は「講習を行うのに、又は委託先として必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する」者であることを規定しているにすぎない。 愛媛県は本件各委託業務について、漫然、随意契約の方式を採用するとともに、長期継続的に(社)愛媛県交通安全協会に対し業務委託を継続しているのである。このような事態は、地方自治法の法意に反する事態が惹起されている。また、潜在的な競争市場があるにもかかわらず、随意契約の方式を採用することによって、事実上、行政庁による不当な取引制限、ないし、参入障壁の確立と同視できる事態が惹起されている。したがって、愛媛県は地方自治法および独占禁止法の法意を尊重し、本件随意契約の方式を採用し続けることが正当であるのか否かについて再検討するとともに、当該市場を開放する方策を採用すべきである。</p>	<p>停止処分者講習業務委託 違反者講習業務委託 更新時講習業務委託 各講習に係る委託業務については、順次一般競争入札へ移行する予定で、現在準備を進めている。</p>
						<p>原付免許取得時講習業務委託 原付免許取得時講習は、現在、県民の利便性を考慮して運転免許センター以外に8警察署で実施していることから、県民の利便性を確保した方法での一般競争入札を検討し、22年4月からの移行に向け準備を行っている。</p>	
						<p>更新情報提供業務委託 更新情報提供業務委託については、19年6月末で従前の事務委託契約を解除して、一般競争入札に移行した。</p>	
						<p>免許関係事務委託 免許関係事務(更新、新規免許交付、免許再交付)のうち更新事務について一般競争入札への移行に向け、準備を進めている。 なお、新規免許交付事務、免許再交付事務についても順次競争入札への移行を検討していく。</p>	

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H18	指摘	愛媛県 行った業務 委託契約に ついて	警察業務	警察本部	警務部会 計課	停止処分者講習業務委託 違反者講習業務委託 更新時講習業務委託 更新情報提供業務委託 免許関係事務委託 ・委託額の正当性について 必要最低限の委託費が算出されていないか、あるいは、必要最低限の状況であるか否かが不明な状態に陥っている。このような事態は、地方自治法2条第14項が規定する義務に違背するものである。愛媛県は、現状の厳密な把握と適正額の算出が必要である。	停止処分者講習業務委託 違反者講習業務委託 更新時講習業務委託 各講習の委託費については、委託に係る人件費、資機材代、その他必要経費等を分析・積算して決定しているものであり、適正な金額である。
						原付免許取得時講習業務委託 委託費については、委託に係る人件費、教材代、資機材代、その他必要経費等を分析・積算して決定しているものであり、適正な金額である。	
						更新情報提供業務委託 委託費については、委託に係る人件費、郵送代を分析・積算して決定しているものであり、適正な金額である。 なお、一般競争入札への移行に合わせ、委託内容を見直し、委託コストの改善を行った。	
						免許関係事務委託 委託費については、委託に係る人件費、物件費、その他必要経費等を分析・積算して決定しているものであり、適正な金額である。	